

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	六〇六	通知があった件二件	六〇七
○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	六〇六	○道路法の規定により管理協定を締結した件	六〇七
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	六〇六	○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	六〇七
○新たな土地改良事業を行うことを認可した件	六〇六	○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	六〇八
○保安林の指定をする予定である旨	六〇六	公 告	六〇八
		○クリーニング師の試験を実施する件	六〇九
		正 誤	六〇九
		○平成二十年八月一日付け定例第二千一号中	六二二

## 告 示

### 福島県告示第六百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年九月二十六日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
穴田歯科医院	双葉郡富岡町夜の森南三二五四	指定年月日	平成二〇年七月六日
オレンジ薬局きもと	会津若松市昭和町二二二	同	年

そうごう薬局本宮店

本宮市本宮字南町裡二一七―三

八月一日  
同 年  
九月一日  
(社会福祉課)

### 福島県告示第六百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年九月二十六日

福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
大野北町診療所	石川郡石川町字古館三四	石川郡石川町字古館三五六一

(社会福祉課)

### 福島県告示第六百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年九月二十六日

福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
福島駅前クリニック	福島市栄町七―三三吾妻ビル二階	廃止年月日	平成一九年八月一六日
財団法人会田病院附属浅川ファミリークリニック	石川郡浅川町箕輪字山敷田七五	同	平成二〇年六月三〇日
穴田歯科医院	双葉郡富岡町夜の森南三二五四	同	年

(社会福祉課)

### 福島県告示第六百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、富岡町土地改良区が清水地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十年九月十日認可した。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

福島県告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 二 田村市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 三 指定の目的

水源のかん養

- 1 指定施業要件
- 2 立木の伐採方法

（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。

田村市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所

耶麻郡北塩原村大字大塩字平喰八六五一の一地先・八六五四地先・八六五六地先・八六五七地先・八六五八地先（次の図に示す部分に限る。）、八六五八、字太田五九

六九

- 二 指定の目的
- 三 土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採方法

（一） 主伐は、択伐による。

（二） 主伐として伐採をすることができる立木は、北塩原村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部治山対策課及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律百八十号）第十九条第一項及び第五十四条第一項の規定により、昭和五十五年六月十三日付けで締結した道路の管理に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結した。

なお、昭和五十三年九月一日付けで締結した道路の管理に関する協定（黒川橋管理協定）は、平成二十年八月三十一日限り廃止した。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 協定の対象となる道路の区域に栃木県那須郡那須町と福島県西白河郡西郷村間の黒川流域に架設の県道那須甲子線黒川橋を加え、その管理は栃木県が行う。
- 二 黒川橋の管理に要する費用は、栃木県と福島県が折半して負担する。
- 三 この協定は、平成二十年九月一日から効力を生ずる。

（道路計画課）

福島県告示第六百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

白河市大信下小屋

字樋ノ口 二十五番

二十六番

字久保入 三百六番

三百五番

三百三番

三百五番

字樋ノ口 六十三番

六十二番

六十一番

二十八番

一号

二号

三号及び四号

五号、六号及び七号

八号

九号

十号及び十一号

十二号

十三号、十四号及び十五号

(砂防課)

福島県告示第六百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
赤坂	伊達郡川俣町字赤坂	急傾斜地の崩壊	
油田	同 郡同 町大字鶴沢字油田	急傾斜地の崩壊	
鍛冶内	同 郡同 町大字鶴沢字鍛冶内	急傾斜地の崩壊	
山ノ坊	同 郡同 町大字羽田字山ノ坊	急傾斜地の崩壊	
長戸	同 郡同 町大字小神字長戸	急傾斜地の崩壊	
柏崎	同 郡同 町字柏崎	急傾斜地の崩壊	
烏合内	同 郡同 町大字羽田字烏合内	急傾斜地の崩壊	

中組沢	同 郡同 町大字小島字三百田	土石流
水ヶ作沢一号	同 郡同 町大字小島字擣野	土石流
水ヶ作沢二号	同 郡同 町大字小島字擣野	土石流
擣野沢	同 郡同 町大字小島字擣野	土石流
柳ヶ作沢二号	同 郡同 町大字小島字柳ヶ作	土石流
中平沢	同 郡同 町大字小島字中平	土石流
椿ノ沢	同 郡同 町大字小島字入中平	土石流
月久保山沢	同 郡同 町大字小島字笠松	土石流
堂ノ前沢二号	同 郡同 町大字小島字堂ノ前	土石流
当内敷沢	同 郡同 町大字小島字当内敷	土石流
山ノ神沢	同 郡同 町飯坂字山ノ神	土石流
山ノ神沢二号	同 郡同 町飯坂字山ノ神	土石流
元蘭塔沢	同 郡同 町飯坂字元蘭塔	土石流
頭陀寺沢	同 郡同 町飯坂字頭陀寺	土石流
砂田沢一号	同 郡同 町飯坂字砂田	土石流
砂田川	同 郡同 町飯坂字砂田	土石流
猿窪沢	同 郡同 町飯坂字猿窪	土石流
大木戸	同 郡同 町飯坂字大木戸	土石流
大木沢	同 郡同 町飯坂字下黒石ヶ作	土石流
上大木戸沢	同 郡同 町飯坂字峨籠	土石流

空窪沢二号	空窪沢一号	柳ヶ窪沢	小柞ヶ作沢	柞森沢	芳ヶ作沢二号	芳ヶ作沢一号	柳ヶ作沢一号	原沢	柳ヶ作沢四号	御前作沢	切畑沢	大木田沢	石田沢	舘ノ腰沢一号	万所内山沢	古堂道内	三本梨子沢	山谷沢二号
同 郡同 町飯坂字空窪	同 郡同 町飯坂字空窪	同 郡同 町飯坂字柳ヶ窪	同 郡同 町飯坂字小柞ヶ作	同 郡同 町飯坂字柞森	同 郡同 町大字小島字芳ヶ作	同 郡同 町大字小島字芳ヶ作	同 郡同 町大字小島字柳ヶ作	同 郡同 町大字小島字原	同 郡同 町大字秋山字柳ヶ作	同 郡同 町大綱木字御前作	同 郡同 町大綱木字切畑	同 郡同 町大綱木字大木田	同 郡同 町小綱木字石田	同 郡同 町字舘ノ腰	同 郡同 町大字東福沢字万所内山	同 郡同 町飯坂字南古堂道内	同 郡同 町飯坂字三本梨子	同 郡同 町飯坂字山谷
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用する想定される衝撃
碓ノ沢	同 郡同 町大字小島字入中平	土石流	
柳ヶ作沢二号	同 郡同 町大字小島字柳ヶ作	土石流	
搦野沢	同 郡同 町大字小島字搦野	土石流	
水ヶ作沢一号	同 郡同 町大字小島字搦野	土石流	
中組沢	同 郡同 町大字小島字三百田	土石流	
烏合内	同 郡同 町大字羽田字烏合内	急傾斜地の崩壊	
柏崎	同 郡同 町字柏崎	急傾斜地の崩壊	
長戸	同 郡同 町大字小神字長戸	急傾斜地の崩壊	
山ノ坊	同 郡同 町大字羽田字山ノ坊	急傾斜地の崩壊	
鍛冶内	同 郡同 町大字鶴沢字鍛冶内	急傾斜地の崩壊	
油田	同 郡同 町大字鶴沢字油田	急傾斜地の崩壊	
赤坂	伊達郡川俣町字赤坂	急傾斜地の崩壊	
茶畑沢	同 郡同 町大綱木字茶畑	土石流	
切伏沢	同 郡同 町飯坂字峠	土石流	
空窪沢三号	同 郡同 町飯坂字空窪	土石流	

芳ヶ作沢一号	同 郡同 町大字小島字芳ヶ作	土石流
柳ヶ作沢一号	同 郡同 町大字小島字柳ヶ作	土石流
原沢	同 郡同 町大字小島字原	土石流
柳ヶ作沢四号	同 郡同 町大字秋山字柳ヶ作	土石流
御前作沢	同 郡同 町大綱木字御前作	土石流
大木田沢	同 郡同 町大綱木字大木田	土石流
石田沢	同 郡同 町小綱木字石田	土石流
館ノ腰沢一号	同 郡同 町字館ノ腰	土石流
三本梨子沢	同 郡同 町飯坂字三本梨子	土石流
山谷沢二号	同 郡同 町飯坂字山谷	土石流
上大木戸沢	同 郡同 町飯坂字峨籠	土石流
大木沢	同 郡同 町飯坂字下黒石ヶ作	土石流
大木戸	同 郡同 町飯坂字大木戸	土石流
猿窪沢	同 郡同 町飯坂字猿窪	土石流
砂田川	同 郡同 町飯坂字砂田	土石流
元蘭塔沢	同 郡同 町飯坂字元蘭塔	土石流
山ノ神沢二号	同 郡同 町飯坂字山ノ神	土石流
山ノ神沢	同 郡同 町飯坂字山ノ神	土石流
当内敷沢	同 郡同 町大字小島字当内敷	土石流
月久保山沢	同 郡同 町大字小島字笠松	土石流

芳ヶ作沢二号	同 郡同 町大字小島字芳ヶ作	土石流
柞森沢	同 郡同 町飯坂字柞森	土石流
小柞ヶ作沢	同 郡同 町飯坂字小柞ヶ作	土石流
柳ヶ窪沢	同 郡同 町飯坂字柳ヶ窪	土石流
空窪沢一号	同 郡同 町飯坂字空窪	土石流
空窪沢二号	同 郡同 町飯坂字空窪	土石流
切伏沢	同 郡同 町飯坂字峠	土石流
茶畑沢	同 郡同 町大綱木字茶畑	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 (砂防課)

公 告

公告第五百九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十年度福島県クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十年九月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 試験期日及び場所

1 学科試験

平成二十年十二月一日（月） 午前十時開始

郡山理容学校 郡山市富久山町久保田字水神山四十五番地

2 実施試験

平成二十年十二月一日（月） 午後一時開始

郡山理容学校 郡山市富久山町久保田字水神山四十五番地

二 受験願書の受付期間

平成二十年十月二十二日（水） から同月三十一日（金）まで

三 受験願書の提出先

所轄の福島県保健所（郡山市又はいわき市の区域においては、郡山市保健所又はいわき市保健所とし、県外居住者については、最寄りの福島県保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課とする。）

四 受験手数料

受験手数料は、一万円とし、当該金額相当額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること。（消印はしないこと。）

五 その他

試験の詳細については、所轄の福島県保健所（郡山市又はいわき市の区域においては、郡山市保健所又はいわき市保健所）又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。

（食品生活衛生課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年八月一日付け定例第二千一号中

五〇一	上	後ろか ら一三	福島県現金出納員印（福島 県立耶麻農業高等学校用）	福島県現金出納員印（福島 県耶麻農業高等学校用）
-----	---	------------	------------------------------	-----------------------------